

令和2年度年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

1 趣 旨

県内における10月末現在の労働災害は、休業4日以上の死傷者数2,280人（前年比+127人、+5.9%）の大幅な増加となっており、特に増加が顕著なのが、陸上貨物運送事業319人（前年比+44人、+16.0%）と社会福祉施設153人（前年比+43人、+39.1%）であり、この2業種で87人も増加しており、本年増加分の約7割を占めるなど、大変憂慮すべき状況である。

死亡者数については、7月以降に毎月複数人が亡くなり、この期間での死亡災害が9人に達するなど、計16人の尊い命が失われ、先日発生した酸素欠乏症等による死亡災害など、年末にかけて一層の災害防止対策が急務となっている。

これらの状況に加え、これから迎える年末年始は、掃除や機械設備の保守点検等の作業が多くなるほか、積雪や凍結等による労働災害発生のリスクが大きくなること、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策を徹底しながら事業活動を展開するなど特別な年末年始となることから、以下により「令和2年度年末年始労働災害防止強化運動」を実施する。

さらに、12月は、転倒災害防止対策（「STOP!転倒災害プロジェクト茨城」）の重点取組期間であることから、転倒災害防止対策の推進を図ることとする。

2 実施期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月31日（日）までとする。

3 実施者

- (1) 茨城労働局及び水戸・日立・土浦・筑西・古河・常総・龍ヶ崎・鹿嶋労働基準監督署
- (2) 事業場

4 実施事項

(1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

- ① 災害防止関係団体等に対し、強化運動の取組を推進するための要請を実施
- ② 建設工事関係機関等に対し、強化運動の推進等の協力を依頼
- ③ 労働基準監督署長等によるパトロール等の実施
- ④ 各種会議、ホームページ、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会を捉えた、強化運動の周知啓発

(2) 事業場の実施事項

- ① 経営トップによる年末年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明
- ② リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全管理活動の活性化
- ③ KY（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の推進
- ④ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検
- ⑤ 事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロール
- ⑥ 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食生活、運動等）に関する健康指導

など

(3) 重点業種別の対策

ア 製造業

製造業では、はざまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 機械設備の回転部分等に安全カバーを取り付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させる。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられていることを確認する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をする。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。
- ③ 高所に物の置き場所がある場合は、手すりを取り付け、高所で作業する場合は、墜落制止用器具を使用する。

イ 建設業

建設業では、墜落・転落災害が多く発生していることから、手すりの未設置等墜落防止対策を中心とし、以下に留意する。

- ① 足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時的に手すりを取り外した場合、必ず関係者に伝え、後回しにせず直ちに復旧する。
- ② 手すりを取り外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具（旧名称：安全帯）を着用し、墜落による危険を防止する。
- ③ はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に作業する。
- ④ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置する。
- ⑤ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生していることから、荷主ガイドラインを参考に荷主へ協力を依頼し、以下に留意する。

- ① 荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップやつかまることのできるグリップを取り付ける。
- ② 荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置する。
- ③ ヘルメット（保護帽）を着用する。

エ 第三次産業

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生しており、以下に留意する。

- ① 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底する。
- ② 「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」を展開し、特に12月は、重点的に職場の転倒災害防止対策に取り組む。
- ③ 安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取り組む。
- ④ 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修する。
- ⑤ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。
- ⑥ 正しい荷物の持ち方等腰痛防止教育の実施や腰痛防止体操を実践する。